

国立研究開発法人防災科学技術研究所業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び第2項並びに国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令（平成13年文部科学省令第37号、以下「令」という。）第1条の4の規定に基づき、国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成11年法律第174号、以下「研究所法」という。）第15条に規定する業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）は、文部科学大臣より指示された中長期目標を効率的に達成するために、実施すべき業務に関する必要事項を定めた中長期計画を策定し、当該中長期計画に沿って研究業務の運営にあたるものとする。また、研究所は、防災科学技術の水準の向上を図ることの重要性に鑑み、関係機関との緊密な連携を図り、もってその業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

(用語)

第3条 この業務方法書で使用する用語は、通則法、令及び研究所法において使用する用語の例による。

第2章 基礎研究及び基盤的研究開発の方法

(基礎研究及び基盤的研究開発の実施)

第4条 研究所は、研究所法第15条第1号に規定する防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発（以下「研究開発」という。）については、通則法の規定に基づき指示された中長期目標及びこれを達成するために作成し認可を受けた中長期計画に基づき行うものとする。

(外部資金による研究開発の実施)

第5条 研究所は、国内外の政府機関及び科学技術関係団体等からの資金の提供を受けて研究開発を実施することができる。

(研究開発の受託)

第6条 研究所は、依頼に応じて、研究開発を受託することができる。

2 研究所は研究開発を受託する場合には、委託者との間で契約を締結するものとする。

3 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

第3章 成果の普及及び成果の活用の促進の方法

(成果の普及の方法)

第7条 研究所は、研究所法第15条第2号に規定する成果の普及については、次の方法により行うものとする。

- (1) 学会発表、論文、成果発表会等の開催
- (2) 成果報告書の作成、頒布
- (3) 知的所有権情報の公開
- (4) 特許権、著作権等の実施許諾
- (5) 成果に関する技術相談、技術指導
- (6) 広く社会を対象とした理解しやすく使いやすい形での情報発信や施設公開
- (7) その他成果の普及に適切と認められる方法

(成果の活用の促進の方法)

第8条 研究所は、研究所法第15条第2号に規定する成果の活用の促進については次の方法により行うものとする。

- (1) 詳細なデータやノウハウ等の情報提供
- (2) 専門家の派遣
- (3) 研究開発の成果の活用のための検討会の開催
- (4) その他成果の活用に適切と認められる方法

(対価の徴収)

第9条 研究所は、前2条の方法により成果を普及し、及び成果の活用を促進する場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第4章 施設及び設備を共用に供する方法

(共用施設等の選定)

第10条 研究所は研究所法第15条第3号に規定する業務のために保有し及び共用に供する施設及び設備（以下「共用施設等」という。）を選定する場合は、その機能、保有に要する資金、自らの研究開発実施への影響及び社会・経済上の重要性等を勘案して行うものとする。

(共用施設等を使用する課題の選定)

第11条 研究所は、共用施設等を使用する研究開発の課題を選定する場合は、自らの研究開発の実施に支障を来さない範囲で、共用施設等の使用目的、使用期間等及び課題の緊要

性、公共性等を勘案して行うものとする。

(共用に供する方法)

第 12 条 研究所は、共用施設等を共用に供する場合は以下のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 研究所が自ら利用する方法
- (2) 研究所が受託を受けて利用する方法
- (3) 研究所が研究開発を行う者と共同して利用する方法
- (4) 研究所が研究開発を行う者に貸与する方法

(共用施設等の貸与及び利用)

第 13 条 研究所が共用施設等を貸与する場合には使用者との間で契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

(対価の徴収)

第 14 条 研究所は、前 2 条の方法により共用施設等を貸与する場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第 5 章 情報及び資料の収集、整理、保管及び提供の方法

(情報及び資料の種類)

第 15 条 研究所は、研究所法第 15 条第 4 号に規定する防災科学技術に関する内外の情報及び資料（以下「情報及び資料」という。）については、次の各号に掲げるものにつき収集、整理、保管および提供を行うものとする。

- (1) 出版物、新聞等に記録された情報及び資料
- (2) フィルム、印画、図表、電磁的記録媒体等に記録された情報及び資料
- (3) 試料
- (4) その他情報及び資料として適切と認められるもの

(情報及び資料の収集の方法)

第 16 条 研究所は次の各号に掲げる方法により、情報及び資料を収集するものとする。

- (1) 調査・観測
- (2) 情報を記録した物の購入、交換、受贈、複製等を行うこと
- (3) 情報を有する者または機関から情報の提供を受けること

(情報及び資料の整理の方法)

第 17 条 研究所は、収集した情報及び資料をデータベース化し、又は項目別分類を行うことにより整理するものとする。

(情報及び資料の保管の方法)

第 18 条 研究所は、収集し、及び整理した情報及び資料を亡失し、又は毀損することのないよう、別に定める必要な期間保管するものとする。

(情報及び資料の提供の方法)

第 19 条 研究所は、次の各号に掲げる方法により情報及び資料を提供するものとする。

- (1) 電子計算機等を用いた情報提供システムによる方法
- (2) 出版物（電磁的記録媒体によるものを含む）による方法
- (3) 複写による方法
- (4) 研究発表会等の開催による方法
- (5) その他適切と認められる方法

2 研究所は、前項の方法により情報及び資料を提供する場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第 6 章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上の方法

(養成及び資質の向上の方法)

第 20 条 研究所は、研究所法第 15 条第 5 号に規定する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図る場合には以下の方法により行う。

- (1) ポストドクター、大学生、大学院生、地方自治体及び企業等の外部の研究者及び技術者の研究所への受け入れによる研修及び指導
- (2) 連携大学院制度による研究・技術指導
- (3) 海外からの研究者及び技術者等の受け入れによる研修及び指導
- (4) 地方自治体等の要請に基づく研修及び指導
- (5) その他適切と認められる方法

第 7 章 研究開発の協力の方法

(職員の派遣)

第 21 条 研究所は、研究所法第 15 条第 6 号に規定する防災科学技術に関する研究開発への協力については、防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、適切な職員を派遣してその者が行う研究開発を指導すること等により、協力を行うものとする。

第 8 章 出資並びに人的及び技術的援助の方法

第 22 条 研究所は、研究所法第 15 条第 7 号の規定に基づき、研究所の研究開発の成果を

事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を実施することができる。

2 研究所は、前項の出資により取得した株式を処分することが適当であると認められるときは、その全部または一部を処分することができる。

第9章 業務委託の基準

（業務の委託）

第23条 研究所は、自ら実施することか効率的でないとする業務の実施を、他に委託することができる。

（業務委託契約）

第24条 研究所は、業務を委託しようとするときは、受託者と契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要な事項は、別に定めるところによる。

第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項

（契約方式）

第25条 研究所は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第11章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）

第26条 研究所は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（研究所の運営に関する基本的事項）

第27条 研究所は、研究所の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 研究所は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

（役員会議の設置及び役員の分掌に関する事項）

第 28 条 研究所は、役員会議の設置及び役員の分掌に関し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会議の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 本所・支所等会議の開催

(中長期計画等の策定及び評価に関する事項)

第 29 条 研究所は、中長期計画等の策定及び評価に関し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 中長期計画等の策定過程の整備
- (2) 中長期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中長期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第 30 条 研究所は、内部統制の推進に関し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制に関する委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び本所・支所における推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制に関する委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (12) 理事長の指示、研究所のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- (13) 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み

(14) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第31条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務フロー図の作成
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 防災業務計画及び業務継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの利用に関する事項)

第32条 研究所は、業務の実施に関する情報システムの利用に関し、以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 業務システムを活用した効率的な業務運営
- (2) 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - イ 研究所が保有するデータの所在情報の明示
 - ロ データへのアクセス権の設定
 - ハ データを汎用アプリケーション等で利用可能とするシステムの構築

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第33条 研究所は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する事項
 - イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムに関するリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
 - ロ 情報漏えいの防止
- (2) 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第 34 条 研究所は、監事及び監事監査に関し、以下の事項を定めるものとする。

(1) 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 監事の業務を補佐する職員（以下「補助者」という。）の独立性に関すること
- ニ 監査結果の業務への適切な反映
- ホ 組織規則等における権限の明確化
- ヘ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会議等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 研究所の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第 35 条 研究所は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第 36 条 研究所は、内部通報及び外部通報に関し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告さ

れる仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第 37 条 研究所は、入札及び契約に関し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(予算の適正な配分に関する事項)

第 38 条 研究所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を研究所内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第 39 条 研究所は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書に関する規程等を整備し、研究所の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報の Web 等での公開について定めるものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第 40 条 研究所は、職員の人事管理方針に関する規程等を整備するとともに、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第 41 条 研究所は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
 - イ 研究統括部門における研究評価体制の確立
 - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - ロ 研究費の適正経理
 - ハ 経費執行の内部けん制

- ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
- ホ 研究内容の漏えい防止
- ヘ 研究開発資金の管理状況把握

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第42条 研究所は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、同条第四項に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

附則 この業務方法書は、平成18年4月1日から適用する。

附則 この業務方法書は、平成27年4月1日から適用する。

附則 この業務方法書は、令和3年4月1日から適用する。